福祉部 令和7年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案(4件)

| 件名 | 概 要 | 所 管 課 |
|---|---|-----------------|
| 大阪府福祉基金地域福 祉振興助成金返還金に 関する債権放棄の件 | 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の返還金に係る債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 【放棄する債権】 回収不能となった8万8,100円及び当該返還金に係る遅延損害金 | 地或福祉推進室地域福祉課 |
| 高齢者住宅整備資金貸付金返還に係る遅延損害金に関する債権放棄の件 | 高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、 大阪府が有する債権を放棄することについて議決 を求めるもの。 【放棄する債権】 回収不能となった当該貸付金に係る 遅延損害金4万809円 | 高齢介護室 介護支援課 |
| 大阪府母子父子寡婦福 祉資金貸付金に関する 債権放棄の件 | 大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 【放棄する債権】 回収不能となった123万3,536円及び当該貸付金に係る遅延損害金 | 子ども家庭局 家庭支援課 |
| 豊中市に係る児童自立 支援施設に関する事務 の受託に関する規約を 締結する件 | 豊中市から児童自立支援施設に関する事務を府が受託することについて規約を締結するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるもの。 | 子ども家庭局 家庭支援課 |

2. 条例案

(制定1件)

| 件名 | | 概 要 | 所管 | 課 |
|-------------------------------|-----|---|-----------------|---|
| 大阪府一時保護 設備及び運営に 基準を定める条 | 関する | 児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備 及び運営に関する基準について定める。 | 子ども家庭! 家庭支援課 | |
| の件 | | 【施行予定日】令和7年4月1日 | | |

| 件名 | 概 要 | 所 管 課 |
|-----------------------------------|---|--|
| 大阪府保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件 | 概要 救護施設、更生施設、授産施設及び信所提供施設の設備及び運営に関する基準(省令)等の改正により、職員配置基準が変更されること等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。 【関係条例】 ・大阪府保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府管害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府で書書を定める条例 ・大阪府で書書を定める条例 ・大阪府で書きま支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府で書きる条例 ・大阪府で書きる条例 ・大阪府で書きる条例 ・大阪府で書きる条例 ・大阪府で書でまる条例 ・大阪府で書でまる条例 ・大阪府で書でまる条例 ・大阪府特別養護を入ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定居でまる条例 ・大阪府指定居でまる条例 ・大阪府指定居でまる条例 ・大阪府指定所護予防サービス事業者の指定並びに指定居でする基準を定める条例 | 所 管 課 地域福祉推進室 社会援護課 障がい福祉推進室 介護事業 家庭援課 子育で援課 子育で援課 |
| | 関する基準を定める条例 | |
| | ・大阪府指定介護者人福祉施設の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及 び運営に関する基準を定める条例 | |

| る基準を定める条例 | |
|--|--|
| 【施行予定日】令和7年4月1日 | |
| 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、 設備及び運営に関する基準(府省令)の改正によ り、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の 数に算入することができる副園長又は教頭の資格 要件に係る特例期間の終期を令和7年3月31日 から令和9年3月31日に延長する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| | |
| 令和7年4月に豊中市が児童相談所を設置することに伴い、所要の改正を行う。 1 大阪府箕面子ども家庭センターの所管区域を変更する。 | |
| (改正前) 豊中市、池田市、箕面市、豊能郡 (改正後) 池田市、箕面市、豊能郡 | 子ども家庭局 家庭支援課 |
| 2 市町村が実施する子どもを虐待から守る施策への府の支援対象から豊中市を除く。 | |
| | 【施行予定日】令和7年4月1日 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(府省令)の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例期間の終期を令和7年3月31日から令和9年3月31日に延長する。 【施行予定日】公布の日 令和7年4月に豊中市が児童相談所を設置することに伴い、所要の改正を行う。 1 大阪府箕面子ども家庭センターの所管区域を変更する。 〔改正前〕 豊中市、池田市、箕面市、豊能郡〔改正後〕 池田市、箕面市、豊能郡 |